

目 次

津市告示

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

公示送達

津市収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示

放置自転車等の撤去及び保管

津市議会定例会の招集

津市公告

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

犬の抑留

津市農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

開発行為に係る工事の完了

令和2年1月分津市農用地利用集積計画の決定

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第6号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第16条第2項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号）第14条第1項の規定に基づき、令和2年度の津市営住宅に係る近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

令和2年2月3日

津市長 前 葉 泰 幸

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地1号館	32,800円
白塚団地2号館	32,800円
白塚団地3号館	33,100円
白塚団地4号館	38,800円
白塚団地5号館	39,500円
一身田アパート	39,000円
上浜町六丁目住宅	8,700円
旭町CBアパート	13,100円
下部田簡耐住宅	8,700円
大井アパート	24,800円
大井住宅A-1号からA-12号まで、A-15号からA-18号まで、D-1号からD-4号まで、D-15号からD-20号まで及びD-23号からD-26号まで	37,200円
大井住宅A-13号、A-14号、C-17号からC-25号まで、C-27号、C-28号及びD-5号からD-14号まで	37,800円
大井住宅B-2号からB-27号まで	39,300円
大井住宅C-1号からC-16号まで	38,300円
高洲町アパート1号館	15,100円
高洲町アパート2号館	17,700円
高洲町アパート3号館	22,900円

高洲町アパート4号館	24,900円
高洲町アパート5号館	25,900円
高洲住宅3番1号から3番12号まで、6番1号から6番12号まで、7番5号から7番8号まで、7番10号から7番20号まで、10番5号から10番24号まで、11番1号から11番12号まで、11番15号から11番22号まで及び14番1号から14番18号まで	40,200円
高洲住宅7番1号から7番4号まで、7番21号から7番24号まで、10番1号から10番4号まで、18番1号から18番10号まで、18番15号から18番41号まで、18番43号から18番49号まで、19番1号から19番12号まで、22番1号から22番12号まで及び23番1号から23番24号まで	39,300円
新町2号館アパート	16,600円
新町3号館アパート	15,000円
新町4号館アパート	15,000円
千鳥アパート	42,700円
阿漕B住宅	9,900円
阿漕C住宅	9,900円
阿漕1号館アパート	13,600円
阿漕2号館アパート	14,400円
南阿漕1号館	27,900円
南阿漕2号館	31,800円
朝汐1号館アパート	11,500円
朝汐2号館アパート	12,600円
朝汐3号館アパート	13,200円
藤水団地1号館	41,400円
藤水団地2号館101号及び102号	44,500円
藤水団地2号館201号、202号、301号及び302号	39,700円

上弁財団地1号館	51,100円
上弁財団地2号館101号から103号まで、202号、302号及び402号	42,400円
上弁財団地2号館201号、203号、301号、303号、401号及び403号	51,500円
ぜにやま団地1号館	10,800円
ぜにやま団地2号館	11,900円
ぜにやま団地3号館	11,600円
ぜにやま団地4号館	13,000円
ぜにやま団地5号館	12,400円
ぜにやま団地6号館	14,300円
ぜにやま団地7号館	14,800円
ぜにやま団地8号館	15,200円
ぜにやま団地9号館	15,900円
ぜにやま団地10号館	15,900円
ぜにやま団地11号館	15,900円
ぜにやま団地12号館	17,400円
ぜにやま団地13号館	22,100円
ぜにやま団地14号館	22,300円
ぜにやま団地15号館	24,200円
ぜにやま団地16号館	25,200円
ぜにやま団地17号館	28,200円
ぜにやま団地18号館	28,200円
ぜにやま団地19号館	27,100円
藤方団地1号館	28,100円
藤方団地2号館	29,500円
藤方団地3号館	29,600円
藤方団地4号館	28,500円
城山アパート	11,100円
西城山1号館アパート	14,900円
西城山2号館アパート	14,900円
西城山3号館アパート	15,400円

西城山4号館アパート	15,400円
西城山5号館アパート	15,200円
西城山6号館アパート	15,200円
小森団地1号館	45,900円
小森団地2号館	42,500円
高茶屋住宅	9,400円
里ノ上A住宅	8,700円
里ノ上B住宅	9,100円
雲出1号館101号、201号、206号、301号及び306号	67,400円
雲出1号館102号、105号、202号、205号、302号及び305号	68,100円
雲出1号館103号、104号、203号、204号、303号及び304号	72,500円
雲出1号館106号	69,900円
雲出2号館101号	71,500円
雲出2号館102号、107号、202号、207号、302号及び307号	69,700円
雲出2号館103号から106号まで、203号から206号まで及び303号から306号まで	74,500円
雲出2号館108号、201号、208号、301号及び308号	69,000円
野村団地	11,900円
野村東団地	11,100円
相川団地	13,200円
森団地1号から4号まで及び9号から12号まで	9,000円
森団地13号から32号まで	9,500円
森団地33号から41号まで及び43号から57号まで	10,300円
森団地58号から72号まで	11,800円
森団地73号から79号まで	10,600円
森団地80号から89号まで	11,000円

中町団地A	26,600円
中町団地B	28,800円
相川西団地A	28,600円
相川西団地B	36,500円
明神団地	35,200円
北口団地A	37,000円
北口団地B	40,000円
桃里団地A	44,700円
桃里団地B	52,000円
桃里団地C	46,300円
桃里団地D101号及び107号	108,200円
桃里団地D102号から104号まで、202号から204号まで、302号から304号まで、402号から404号まで、502号から504号まで及び602号から604号まで	89,100円
桃里団地D105号、106号、205号、206号、305号、306号、405号、406号、505号、506号、605号及び606号	89,300円
桃里団地D201号、207号、301号、307号、401号、407号、501号、507号、601号及び607号	107,100円
青木団地1号から3号まで、5号から7号まで、10号から13号まで及び16号から19号まで	13,800円
青木団地8号、9号、14号、15号、20号から35号まで、37号から41号まで及び43号から46号まで	13,000円
藤ヶ丘団地1号から3号まで、5号から24号まで及び26号から37号まで	27,500円
藤ヶ丘団地38号から41号まで及び43号から74号まで	28,100円
殿町住宅	37,200円
新横山住宅	37,500円

美里第1住宅A棟	34,500円
美里第1住宅B棟	34,500円
美里第2住宅1号館	17,200円
美里第2住宅2号館	17,200円
片野団地A棟	36,400円
片野団地B棟	36,400円
新沢田団地	19,000円
奥津団地	6,100円

津市告示第7号

下記の者の令和元年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年2月6日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○	○○○ ○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○	○○○○ ○○○○

津市告示第 8 号

津市収納代理金融機関の指定（平成 18 年津市告示第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

表中「株式会社商工組合中央金庫」を削る。

津市告示第9号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和2年1月6日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和2年1月6日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年1月6日
香良洲町地内	1	令和2年1月6日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年1月10日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年1月10日
久居西鷹跡町地内	1	令和2年1月13日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年1月14日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和2年1月14日
白塚町地内	1	令和2年1月14日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和2年1月15日
高茶屋小森町地内	1	令和2年1月15日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年1月16日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	5	令和2年1月21日
寿町地内	1	令和2年1月21日
一身田大古曾地内	1	令和2年1月21日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年1月24日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年1月24日
栗真町屋町地内	3	令和2年1月24日
一身田町地内	2	令和2年1月24日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和2年1月29日
津駅西第一公共自転車等駐車場	12	令和2年1月30日

津駅西第二公共自転車等駐車場	7	令和2年1月30日
津駅西第三公共自転車等駐車場	1	令和2年1月30日
津駅西第一公共自転車等駐車場	1	令和2年1月31日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第10号

令和2年第1回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和2年2月20日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年2月3日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和2年1月29日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市上浜町六丁目90番3ほか4筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市上浜町六丁目92番地
高橋 紀昭

津市公告第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年2月3日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和2年1月30日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森町字向山2365番の一部ほか7筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市東町601番地1
株式会社フェイスジャパン
代表取締役 中川 雄斗

津市公告第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年2月3日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和2年1月30日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町浜田字小脇168番1ほか11筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市桜島町七丁目16番地の3
株式会社第一不動産販売
代表取締役 安田 武史

津市公告第 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 2 年 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 2 年 1 月 3 0 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市雲出伊倉津町字十六割 1 2 7 2 番 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市雲出伊倉津町 1 2 7 1 番地 1
株式会社創和
代表取締役 猪狩 正治

津市公告第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年2月3日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和2年1月30日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市藤方字内浜田1414番1ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市高茶屋小森町4000番地2
株式会社川崎ハウジング中部
代表取締役 川崎 昌美

津市公告第13号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和2年2月4日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留期間 令和2年2月7日まで

抑留日	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
令和2年1月30日	津市一志町其倉	洋犬	茶白	メス	小	91日未満	首輪なし
令和2年1月31日	津市白塚町	ヨークシヤテリア	茶	オス	小	91日以上	首輪なし 青色の服着用

2 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

三重県津保健所 衛生指導課

電話 059-223-5112

津市公告第14号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができます。

令和2年2月4日

津市長 前 葉 泰 幸

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 令和2年2月4日から令和2年3月4日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

縦覧場所
農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎6階）
久居総合支所地域振興課（津市久居庁舎3階）
河芸総合支所地域振興課（津市河芸庁舎3階）
芸濃総合支所地域振興課（津市芸濃庁舎1階）
美里総合支所地域振興課（津市美里庁舎1階）
安濃総合支所地域振興課（津市安濃庁舎1階）
香良洲総合支所地域振興課（津市香良洲庁舎1階）
一志総合支所地域振興課（津市一志庁舎1階）

白山総合支所地域振興課（津市白山庁舎 1 階）

美杉総合支所地域振興課（津市美杉庁舎 1 階）

- 3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出先及び異議の申出先
津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

- 4 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

津市の定める様式に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

- 5 異議の申出方法及び申出に当たっての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、直接持参又は郵送してください。

津市公告第15号

津市香良洲町の一部（馬場地区）の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和2年2月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

香良洲②及び③地区の一部地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

令和2年2月6日から同月26日までの20日間

上記期間のうち、同月6日から同月10日までの期間については、馬場区民会館にて行います。同月12日から同月26日までの期間のうち、土曜日、日曜日及び休日を除く日については、津市役所本庁舎5階建設部用地・地籍調査推進課にて行います。

3 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎5階建設部用地・地籍調査推進課又は馬場区民会館

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年2月7日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和2年2月4日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町椋本字東豊久野2979番1ほか5筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
 - (1) 津市芸濃町椋本6122番地3
水谷 優
 - (2) 津市大園町4番24号
中川 万紀子

津市公告第17号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和2年2月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第18号

津市美里町三郷の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和2年2月12日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

柳谷、柳谷2及び柳谷3地区の地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

令和2年2月12日から同年3月3日までの20日間

上記期間のうち、同年2月16日及び同月17日については、梅林寺にて行います。同年2月12日から同月14日までの期間及び同年2月18日から同年3月3日までの期間のうち、土曜日、日曜日及び休日を除く日については、津市役所本庁舎5階津市建設部用地・地籍調査推進課にて行います。

3 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎5階津市建設部用地・地籍調査推進課又は梅林寺

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市上下水道事業告示第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第4号の規定により告示する。

令和2年2月3日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
中里建設	津市美杉町太郎生2160 番地1	令和元年12月31日

津市上下水道事業告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第4号の規定により告示する。

令和2年2月5日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
倉田電機商会	津市白山町佐田1647番地	平成29年7月21日

津市上下水道事業告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年2月10日

津市上下水道事業管理者 田村 学

名称	所在地	指定の有効期間
有限会社丸藤建設	津市芸濃町棕本5022番地の4	令和7年9月29日まで

津市教育委員会告示第1号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和2年2月4日

津市教育委員会教育長 倉田幸則

1 招集の日時

令和2年2月10日（月） 午後3時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 令和元年度津市一般会計補正予算（第10号）＜教委所管分＞について
- (2) 令和2年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について
- (3) 令和2年度教育方針について
- (4) 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について